

副剤に関する更新

ベトナム

1. 根拠法令等

食品衛生に関する一般規定：12/2003/PL-UBTVQH11

使用できる食品添加物：27/2012/TT-BYT

(2013年2月1日より3742/2001/QD-BYTの香料を除く添加物のリストおよび使用制限は27/2012/TT-BYTで置き換えられた)

香料の使用に関するガイドライン：TCVN 6417:2010

添加物に関する法律3742/2001/QD-BYTには香料に関する詳細な規定はないが、国定の工業規格として香料の使用に関するガイドラインTCVN 6417:2010が作られている。本ガイドラインはコーデックスガイドラインCAC/GL 66-2008とほぼ同じ内容である。

2. 副剤の定義

香料の使用に関するガイドラインTCVN 6417:2010ではCAC/GL 66-2008と同じ定義となっている。

3. 香料製剤に使用できる副剤

香料の使用に関するガイドラインTCVN 6417:2010ではCAC/GL 66-2008と同じ内容となっている。すなわち食品および27/2012/TT-BYT記載の食品添加物が使用できる。

4. 食品香料製造に使用できる抽出溶媒

リストは見当たらない。

リンク

食品衛生に関する一般規定(食品衛生法)：12/2003/PL-UBTVQH11 (ベトナム語)

http://www.spsvietnam.gov.vn/Lists/VBPQ_VN/Attachments/104/12-2003-PL-UBTVQH11_V.doc

(IDを求められるが何も入れず消すと文書が表示される)

使用できる食品添加物：27/2012/TT-BYT

<http://vfa.gov.vn/doc/download/thong-tu-huong-dan-quan-ly-phu-gia-thuc-pham-167.vfa>

香料の使用に関するガイドライン：

TCVN 6417:2010：<http://en.tecn.vn/>から購入可能 (英語版あり)

EU

1. 根拠法令等

REGULATION (EC) No 178/2002 : 食品法

REGULATION (EC) No 1334/2008 : フレーバーに関する規則

REGULATION (EC) No 2065/2003 : スモークフレーバーに関する規則

REGULATION (EC) No 1333/2008 : 食品添加物に関する規則

REGULATION (EU) No 872/2012 : フレーバーリング物質のリスト採択に関する規則

REGULATION (EU) No 873/2012 : ユニオンリストの経過措置に関する委員会規則

REGULATION (EU) No 1130/2011: Regulation (EC) No 1333/2008 Annex IIIの修正
(PART 4 がフレーバーに使用できる食品添加物のリスト)

DIRECTIVE 2009/32/EC 抽出溶媒に関する指令 (DIRECTIVE 2010/59/EU にて一部改訂)

2. 副剤の定義

香料製剤の副剤は、食品に該当するもののほかは、香料製剤に使用できる食品添加物として取り扱われる。

香料自体の製造に用いられる抽出溶媒は食品添加物には該当しない。抽出溶媒は抽出に用いられた後、技術的に可能な限り取り除くものと定義されている。

3. 香料製剤に使用できる副剤

香料製剤に使用できる添加物は、Regulation (EC) No 1333/2008 の Annex III Part 4 に掲載される。現在、Regulation (EU) No 1130/2011 でその詳細を見ることができる。リストには使用基準も定められているため、それを遵守して使用しなければならない。

Commission Regulation (EU) No 1130/2011 の Annex Part 4 (物質名のみリストする。実際には使用限度、使用対象となる香料の種類等が細かく定められているため注意が必要。)

Sorbitol, Mannitol, Isomalt, Maltitol, Lactitol, Xylitol, Erythritol, Sorbic acid and sorbates (詳細は同規則Part 6のTable 2参照), Benzoic acid, Sodium benzoate, Potassium benzoate, Calcium benzoate, Propyl gallate, Octyl gallate, Dodecyl gallate, Tertiary-butyl hydroquinone (TBHQ), Butylated hydroxyanisole (BHA), Phosphoric acid - phosphates - di-, tri- and polyphosphates (詳細は同規則Part 6のTable 6参照), Extracts of rosemary, Karaya gum, Konjac, Polysorbates (詳細は同規則Part 6のTable 4参照), Beta-cyclodextrin, Silicon dioxide, Dimethyl polysiloxane, Beeswax, Triethyl citrate, Glyceryl diacetate (diacetin), Glyceryl triacetate (triacetin), Propane-1, 2-diol (propylene glycol), Benzyl alcohol

Annex IIに掲載される添加物も、添加物の使用基準内で香料製剤に使用可能である。例えば Sucrose acetate isobutyrate (E 444)は cloudy drinks 用途の香料製剤に限り使用できる。このような場合の添加物はキャリアオーバーとならないので、複合製剤と考えるべきである。

4. 食品香料製造に使用できる抽出溶媒

香料自体の製造に用いられる抽出溶媒は Directive 2009/32/EC (Directive 2010/59/EC にて一部改訂)の Annex I に定められている。なお、Annex I に掲載されている溶媒については、いかなる物質も

毒性的危険のある量で含んでいてはならず、別途規制されている場合を除き、鉛およびヒ素の含有量が各々1mg/kg 未満でなくてはならないと定められている。この AnnexI に掲載のない溶媒を使用する場合の規定はないが、仮に加盟各国が AnnexI に掲載のない溶媒を使用して香料を製造することを許可する場合、ヒトの健康に影響が出ないことをその国で確認しなければならないとされている。

このことから、実質的に AnnexI に掲載のある溶媒以外のものは使用が出来ないと考えてよい。

Directive 2009/32/EC の AnnexI (AnnexI は Part I~III に分かれているが、Part II は使用できる対象が規定されており、香料はその対象に含まれていないため割愛する。)

Part I (GMP の下で一般的に使用できる溶媒)

Propane, Butane, Ethyl acetate, Ethanol, Carbon dioxide, Acetone, Nitrous oxide

Part III (天然香料の抽出製造に残留基準を遵守の上で使用できる製造溶媒。カッコ内は最終食品中での残留基準) :

Diethyl ether (2 mg/kg)

Hexane (1 mg/kg)*

Cyclohexane (1 mg/kg)

Methyl acetate (1 mg/kg)

Butan-1-ol (1 mg/kg)

Butan-2-ol (1 mg/kg)

Ethyl methyl ketone (1 mg/kg)*

Dichloromethane (0.02 mg/kg)

Propan-1-ol (1 mg/kg)

1, 1, 1, 2-tetrafluoroethane (0.02 mg/kg)

Methanol (1.5 mg/kg)

Propan-2-ol (1 mg/kg)

*ヘキサンとエチルメチルケトンを組み合わせて使用してはならない。

D. 考 察

香料製品の表示

今回調査した約半数の国・地域で香料もしくは香料を含む食品添加物の表示基準を持ち、その内の約半数は Codex、日本とほぼ同じく、食品添加物であること、賞味期限、使用基準・使用方法、製造者名・住所等の表示項目を要求していた。Codex と同程度の要求項目を持つ国は EU、米国、中国のように自国で香料を製造している、もしくはメルコスール、ベトナムのように最近法整備を行った国々と考えられる。インドネシア、マレーシア、南アフリカ共和国のように法規制はあるが限定した項目のみを要求する国、シンガポールなど香料製品の表示に関する規定が見つからなかった国においては、香料の多くが企業間で取引される製品であることおよび、輸入品のため通常は輸出国側の表示があることがその理由として考えられる。

日本と Codex の表示項目を比較すると、Codex ではフレーバーのクラス（合成、天然等）、および香料の原産国に関する項目が含まれており、逆に日本では香料製剤の副剤の表示が求められている。フレーバーのクラス（合成、天然等）に関する表示項目はインドネシア、EU、米国等多くの国々で要求されていた。最も詳細な情報を要求していたのは EU およびメルコスールで、天然香料、合成香料、スモークフレーバー、プロセスフレーバー等の表示が要求されていた。インドのように香料製品の表示に関する規定はないが、加工食品の表示にそのような香料の情報が必要とされる場合も見られた。さらにインドネシアなどではフレーバーのクラスにネーチャーアイデンティカル(NI)が含まれていた。日本ではこのような天然、合成の区別に関する表示は認められていない。原料の詳細を知りたいという消費者の要求はあるが、天然、合成等の区別は香料の安全性には関係がなく、世界的にも使用できる香料を科学的な安全性評価をベースにして決める方向に移行している。食品に微量添加される香料に関してまで天然・合成の区別をすることは意味がないことを関係者に理解してもらう努力が必要であろう。

香料製剤に副剤として使用された添加物の表示については、日本では要求されていたが Codex では要求されていなかった。この項目は香料の表示制度のあるほぼすべての国・地域で要求されており、表示することが国際標準であると考えられる。

香料を最終商品へ使用した場合の表示

最終食品での香料の表示を規定している国・地域がほとんどであり、調査対象国（地域）で規定していないのはモンゴル、バングラデシュのみであった。規定のある全ての国・地域で一括名表示が可能で、実際の個別香料原料を表示している例は無いようである。

規定内容を大まかに分類すると以下の様なものがあり、該当する国名を現時点で把握できている範囲で列挙した。

・天然・合成を区別して表示する

i. 天然、合成の区別をする

韓国、台湾、ベトナム、米国、カナダ、EU

ii. Codex 分類 (Natural, NI, Art) 等で表示する

インド インドネシア、タイ、フィリピン、香港、メキシコ、メルコスール* (香料単体に限る)、ロシア

- ・香調で分類して表示する
韓国
- ・「Natural」と表示できる
韓国、台湾、フィリピン(単体香料)、米国、カナダ、メキシコ、メルコスール*(香料単体に限る)、EU
- ・「Natural」と表示できない
オーストラリア・ニュージーランド、シンガポール、中国、フィリピン(調合香料)、マレーシア、メルコスール、南アフリカ共和国
- ・写真等を表示する場合の香料表示を規定している
韓国、フィリピン、米国、カナダ、EU、南アフリカ共和国
- ・その他の規則がある
 - i. カフェイン等を使用或いは含有する香料については、別途表示する
台湾、中国、EU
 - ii. “認可された (yang dibenarkan)”を一括名の前に記載する
マレーシア
 - iii. “Natural”の表示に関して詳細な規則がある
米国、EU
 - iv. コード番号があれば記載する
GCC

最終食品への香料の表示は、基本的に一括表示であった。これは、香料の食品への使用量は微量であるが一般的に非常に多くの原料を使用するため、使用原料の全てを食品において表示することは表示面積上、極めて困難であることも一つの理由と考えられる。

香料を天然、合成を区別できるように表示する国・地域もあったが、分類の方法は天然、合成の2分類の場合もあれば、さらにNIを加えた3分類の場合もあった。さらに米国ではWONFなど天然香料を分類する規則があり、EUにおいても同様の規則が定められている。一方で日本など香料成分の表示で「天然」或いは“Natural”等の表示が禁止されている国・地域、また表示の規則がない国・地域もあった。

以上のような状況から最終食品における香料表示の目的は、消費者の選択に資する、或いは誤認を与えないためのものであり、アレルギー物質表示等とは異なり安全性のためとは考えられない。

アレルギー表示

今回の調査では参考として香料への表示に限らず、食品への表示に関して各国・地域のアレルギー表示の調査を行った。

日本は法的には表示義務品目と表示推奨品目に分かれているが、他国は中国を除いてすべて表示義務品目である。中国は推奨表示となっている。

各国・地域のアレルギー表示の調査では、日本及び調査した22の国・地域の中で14の国・地域にはアレルギー表示義務があり、対象品目が示されていた(インドは乳幼児用代替ミルクのみのため、対象としなかった)。

アレルギー対象品目としては卵、乳が14の国・地域で、グルテン含有穀類、ピーナッツ、魚類、大豆が13の国・地域で、ナッツ類が12の国・地域で、甲殻類が11の国・地域で、亜硫酸塩が8の

国・地域で表示が必要であった。

品目の詳細に関しては、国・地域で異なっていた。たとえばグルテン含有穀類についてみると、日本、アメリカ、韓国、南アフリカ共和国では小麦だけであるが、カナダでは小麦、ライ麦、オート麦、スペルト麦、及びその雑種、カムート小麦が対象となっている。また EU、中国等はグルテン含有穀類としており対象品目はカナダより多くなると思われる。

アレルギー対象品目を 13 項目（グルテン含有穀類、卵、乳、ピーナッツ、甲殻類、魚類、大豆、ナッツ類、そば、フルーツ、肉類、10mg/kg 以上の亜硫酸塩、その他）に分類し、国・地域を比較すると日本と韓国は 12 項目、EU、カナダ、オーストラリア・ニュージーランドが 10 項目、アメリカ、香港、インドネシア、シンガポール、メキシコ、南アフリカ共和国は 9 項目、中国は 8 項目、マレーシアは 7 項目、ロシアは 2 項目であった。

日本でアレルギー対象品目になっていない海外のアレルギー対象品目としては、トマト、ゴマ、セロリ、マスタード、ハウチワマメ、小麦以外の麦類、クルミ以外のナッツ類、イガイ・イシガイ類、貝類、軟体動物、蜂花粉、プロポリス、ローヤルゼリーが挙げられる。

そばは日本と韓国のみだが、他の国ではアレルギー症例が少ないためと思われる。またフルーツを指定している国も日本と韓国のみで韓国は桃のみだが、日本はオレンジ、桃、キウイフルーツ、りんご、バナナと多い。くわえて肉類を指定しているのも日本と韓国のみで、韓国は豚肉のみに対し、日本は牛肉、鶏肉、豚肉まで指定している。

アレルギーに関する表示対象品目は、国・地域が異なっても共通する品目が多く見受けられた。

各国の規制の違いは食経験に基づくものであり、国・地域ごとの実際の発症例などから設定されていると考えられる。しかしながら、国内外の人の移動が増えており、食物アレルギーの方も世界各国で安全に食することができるように、少なくとも重篤な症状を起こす物質については統一した表示品目の設定などのルールが必要と考えられる。

GM0 表示

日本では、香料に対する表示の義務はない。食品については、5%以上且つ上位 3 品目の原材料について表示義務が課せられている。

海外を見てみると GMO 表示に関する規制がある国・地域は、調査した 22 の国・地域のうち 11 の国・地域であった。規制内容は、日本と同様に食品に対する表示規制と思われる国・地域が 8 の国・地域であり、明確に添加物に対して表示を求めている国・地域は、中国及びオーストラリア・ニュージーランド、EU の 3 の国・地域のみであった。

その規制内容は、中国に関しては、「遺伝子組換えの原材料あるいは食品を使用した場合、成分表に明示する。」とされている。また、オーストラリア・ニュージーランドでは、GMO を使用した添加物には「genetically modified」と表示することが求められている。EU では添加物に関しても食品と同じ規定が適用される。

GMO については一定量の混入が許容されることから、もともと添加量の小さい添加物に GMO 表示まで求めてもあまり意味がなく、殆どの国・地域が添加物に対してまで表示の義務付けを行っていないものと考えられる。

各国のアレルギー表示品目

| 品目、国(組織) | CODEX | EU | 米国 | カナダ* | 日本 | オーストラリア ニュージーランド | 韓国 | 香港 | 中国 | インド | インドネシア | シンガポール |
|----------------|-------|-----|-----|------|------|---------------------|------|----|------|------|--------|--------|
| グルテン含有穀類 | ○ | ○ | ○※2 | ○※4 | ○※2 | ○ | ○※2 | ○ | ○ | - | ○ | ○ |
| 卵 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ | ○ |
| 乳 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○※18 | ○ | ○ |
| ピーナッツ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ | ○ |
| 甲殻類 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○※6 | ○ | ○※6 | ○ | ○ | - | - | ○ |
| 魚類 | ○ | ○ | ○ | ○ | △※7 | ○ | ○※13 | ○ | ○ | - | ○ | ○ |
| 大豆 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○※18 | ○ | ○ |
| ナッツ類 | ○ | ○ | ○ | ○ | △※8 | ○ | - | ○ | ○※17 | - | ○ | ○ |
| そば | - | - | - | - | ○ | - | ○ | - | - | - | - | - |
| フルーツ | - | - | - | - | △※9 | - | ○※14 | - | - | - | - | - |
| 肉類 | - | - | - | - | △※10 | - | ○※15 | - | - | - | - | - |
| 10mg/kg以上の亜硫酸塩 | ○ | ○ | - | ○ | - | ○ | ○ | ○ | - | - | ○ | ○ |
| その他 | - | ○※1 | ○※3 | ○※5 | △※11 | ○※12 | ○※16 | - | - | - | ○※20 | - |

| 品目、国(組織) | タイ | 台湾 | バングラデシュ | フィリピン | ベトナム | マレーシア | モンゴル | メキシコ | メルコスール | ロシア | 湾岸協力会議 加盟国 (GCC) | 南アフリカ 共和国 |
|----------------|----|----|---------|-------|------|-------|------|------|--------|------|------------------------|--------------|
| グルテン含有穀類 | × | × | × | × | × | ○ | × | ○ | ◆ | - | ▲ | ○※2 |
| 卵 | × | × | × | × | × | ○ | × | ○ | ◆ | ○※19 | ▲ | ○ |
| 乳 | × | × | × | × | × | ○ | × | ○ | ◆ | ○※19 | ▲ | ○ |
| ピーナッツ | × | × | × | × | × | ○ | × | ○ | ◆ | - | ▲ | ○ |
| 甲殻類 | × | × | × | × | × | - | × | ○ | ◆ | - | ▲ | ○ |
| 魚類 | × | × | × | × | × | ○ | × | ○ | ◆ | - | ▲ | ○ |
| 大豆 | × | × | × | × | × | ○ | × | ○ | ◆ | - | ▲ | ○ |
| ナッツ類 | × | × | × | × | × | ○ | × | ○ | ◆ | - | ▲ | ○ |
| そば | × | × | × | × | × | - | × | - | ◆ | - | ▲ | - |
| フルーツ | × | × | × | × | × | - | × | - | ◆ | - | ▲ | - |
| 肉類 | × | × | × | × | × | - | × | - | ◆ | - | ▲ | - |
| 10mg/kg以上の亜硫酸塩 | × | × | × | × | × | - | × | ○ | ◆ | - | ▲ | - |
| その他 | × | × | × | × | × | - | × | - | ◆ | - | ▲ | ○※20 |

○:表示義務品目

△:表示推奨品目

◆:国ごとによって個別に対象品目が規定されている

▲:アレルギー表示が必要だが、対象品目についての記述が見当たらない

×:アレルギー表示に関する記述が見当たらない

※1 ゴマ、セロリ、マスタード、アワビ類、イガイ・イシガイ類、イカ、タコ、ハウチワマメ

※2 小麦

※3 コチニール抽出物、カルミン

※4 小麦、ライ麦、オーツ麦、スペルト麦、及びその雑種、カムート小麦

※5 ゴマ、貝類、マスタードシード

※6 エビ、カニ

※7 さけ、さば

※8 くるみ

※9 オレンジ、もも、キウイフルーツ、りんご、バナナ

※10 牛肉、鶏肉、豚肉

※11 いか、あわび、いくら、まつたけ、やまいも、ゼラチン

※12 ゴマ、蜂花粉、プロポリス、ローヤルゼリー

※13 さば

※14 もも

※15 豚肉

※16 トマト

※17 アーモンド、ヘーゼルナッツ、ウォールナッツ、ペカンナッツ、ブラジルナッツ、ピスタチオナッツ、マカデミアナッツ、クイーンズランドナッツ、杏仁、カシューナッツ 等

※18 乳幼児用代替ミルク

※19 通知により卵白もしくは乳蛋白が含まれるときはアレルギーとして表示しなければならない。

※20 軟体動物

グルテン含有穀類:小麦、ライ麦、オーツ麦、スペルト麦、及びその雑種

ナッツ類:アーモンド、ヘーゼルナッツ、ウォールナッツ、ペカンナッツ、ブラジルナッツ、ピスタチオナッツ、マカデミアナッツ、クイーンズランドナッツ

各国のGMO表示

| 国・地域 | CODEX | EU | 米国 | カナダ* | 日本 | オーストラリア ニュージーランド | 韓国 | 香港 | 中国 | インド | インドネシア | シンガポール |
|--------------|-------|----|----|------|----|---------------------|----|----|----|-----|--------|--------|
| 規制の有無 | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | × |
| 添加物に対する規制の有無 | × | ○ | × | × | × | ○ | × | × | ○ | × | × | × |

| 国・地域 | タイ | 台湾 | バングラデシュ | フィリピン | ベトナム | マレーシア | モンゴル | メキシコ | メルコスール | ロシア | 湾岸協力会議加盟国 (GCC) | 南アフリカ共和国 |
|--------------|----|----|---------|-------|------|-------|------|------|--------|-----|--------------------|----------|
| 規制の有無 | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | × | × | × | ○ | × | ○ |
| 添加物に対する規制の有無 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |

* 消費者の安全上の注意が必要な場合（栄養改変などにより従来のものと著しく異なるなど）を除く。自主的なガイドライン有り

E. 結論

今回の調査において、商取引上の主要国について香料に係る法規制を調査した結果、22の国・地域について情報を得ることができた。

香料製品の表示に関しては、22の国・地域の内16の国・地域で香料、添加物もしくは一般工業製品としての表示規定を持っていた。一方、加工食品の原材料表示としての香料の表示に関する規定については20の国・地域で規定されていた。香料製剤については規定のある全ての国・地域で一括名表示が可能で、個別の香料原料の表示を義務付けている例は無かった。

アレルギー表示に関しては、日本を含む14の国・地域には規定があり、表示義務の対象品目が示されていた。卵、乳は規定のあったすべての国・地域で表示義務となっており、その他、主なものとしてグルテン含有穀類、ピーナッツ、魚類、大豆については13の国・地域、ナッツ類については12の国・地域、甲殻類については11の国・地域、亜硫酸塩については8の国・地域に見られた。一方、各国・地域での独自の品目があり、また包括的に指定するかどうかなどに違いが見られた。

GMO表示に関しては11の国・地域に規定があった。このうち明確に添加物に対しても表示を求めている国・地域は、中国及びオーストラリア・ニュージーランド、EUの3の国・地域のみであり、残る国・地域については食品に対する表示規制は存在したが、添加物に関する規定は見当たらなかった。

ユダヤ教徒、イスラム教徒が多い国・地域においては、法規制のみならず宗教上の制約についても配慮する必要があるので、注意が必要である。

おわりに

加工食品の国際的な流通が近年ますます活発になり、その原材料の一部である香料等も国境を越えた流通が日常的に増大している。食品香料に対しても各国規制への適合性に関する情報提供や、諸外国に適合した製品の開発が求められてきている。各国規制を把握する事は、食品産業界の一員としてコンプライアンスの下に健全な発展を進め、さらに我が国における食品香料規制の国際統合化を考えていく上で非常に重要である。このことから日本香料工業会では、三年間にわたる本研究において22の国・地域の食品香料・その製剤に使用できる副剤及び食品香料に係わる表示に対する規制を調査し、各国間の規制状況の違いを取りまとめた。

香料の定義については、味の付与を含めない日本型の規制を持つ国は韓国のみであり、ほとんどの国・地域では香料の定義に味を含めていた。ただし「味」の範囲に関しては個別品目レベルでは各国で統一されていない部分があった。

使用できる香料化合物に関しては5の国がネガティブリスト、5の国・地域がFEMA GRAS等他国のポジティブリストを参照する形式、8の国・地域が独自のポジティブリストによる規制を持っていた。ポジティブリストを採用している国・地域ではリストに新規化合物を追加するための評価基準の違い、FEMA GRAS等参考にしているリストの更新に法規の改正が追いついていない等で不整合がおきていた。

副剤として香料に利用できるものは、ほとんどの国・地域において食品添加物および食品であった。

天然香料を製造する際に用いられる抽出溶媒は、特に規定されていない国・地域が多かったが、非常に限られた抽出溶媒のみを規定している国・地域もあったので注意が必要である。

表示に関しては、その規制内容に大きな開きは見られなかった。香料製品に特化した表示基準を定めている国・地域は少なく、食品添加物全般や食品を含めて規制している国・地域が多く見られた。製剤における香料物質、食品の原材料としての香料物質の表示方法は「香料」「flavor」等の一括名となっており、この点はいずれの国・地域も一致していた。ただし「Natural」や「Artificial」といった由来に関する言葉がつけられるかどうかの違いが見られた。

三年間の調査を通じ、香料に対する規制については国際的整合といった観点では、まだまだ開きがあることが認識できた。使用できる香料物質の違いに関しては、地域的な嗜好の違いからくるものもあるが、その安全性の評価に対する考え方の違いも国際的統合化を図る上で一つの問題になっている。また、製剤に副剤として使用できる物質も各国・地域で異なり、香料のみならず添加物も含めた規制に関する国際統合が求められる。

食品業界全体が国際化に向かう中で、各国・地域で異なる規制があることは混乱を招き意図しない法令違反を引き起こす原因となりかねない。このことから、国際統合化に向けての我が国における香料規制のあり方について検討することが急務であると考ええる。

本研究は、日本香料工業会の会員のうち食品香料化合物を使用している企業の協力のもと、食品香料委員会 19 社及び日本香料工業会事務局の分担作業により行ったもので、分担作業協力者は下記の通りである。

| | |
|--------|-----------------|
| 安宅 淳二 | 株式会社井上香料製造所 |
| 石田 正秀 | 曾田香料株式会社 |
| 伊藤 満 | 稲畑香料株式会社 |
| 稲井 隆之 | 長谷川香料株式会社 |
| 植月 利光 | 日本フィルメニッヒ株式会社 |
| 大井 聖文 | シムライズ株式会社 |
| 岡村 弘之 | 長谷川香料株式会社 |
| 笠原 陽子 | 高砂香料工業株式会社 |
| 柏崎 秀明 | 豊玉香料株式会社 |
| 嘉屋 和史 | 株式会社ヤクルトマテリアル |
| 齊藤 憲二 | 小川香料株式会社 |
| 渋谷 次郎 | 塩野香料株式会社 |
| 関谷 史子 | 高砂香料工業株式会社 |
| 高岡 秀明 | 曾田香料株式会社 |
| 土屋 一行 | ジボダン ジャパン株式会社 |
| 所 一彦 | 高砂香料工業株式会社 |
| 中村 考志 | 三栄源エフ・エフ・アイ株式会社 |
| 西 久人 | 株式会社種村商会 |
| 葉田 恵三 | 長岡香料株式会社 |
| 原 佳奈子 | 稲畑香料株式会社 |
| 東仲 隆治 | 日本香料薬品株式会社 |
| 藤本 寛 | 長谷川香料株式会社 |
| 松井 敏晃 | アイ・エフ・エフ日本株式会社 |
| 間山 千郷 | ジボダン ジャパン株式会社 |
| 彌勒地 義治 | 理研香料工業株式会社 |
| 元賣 康幸 | 高砂香料工業株式会社 |
| 森本 隆司 | 三栄源エフ・エフ・アイ株式会社 |
| 山上 敦 | 高田香料株式会社 |
| 山本 隆志 | 小川香料株式会社 |
| 吉川 宏 | 塩野香料株式会社 |
| 和田 善行 | 小川香料株式会社 |
| 渡邊 武俊 | 三栄源エフ・エフ・アイ株式会社 |
| 染谷 太一 | 日本香料工業会 |
| 丸山 進平 | 日本香料工業会 |
| 金井 弘好 | 日本香料工業会 |
| 北村 和徳 | 日本香料工業会 |

F. 健康危機管理情報

本調査研究は香料業界、加工食品業界の国際的コンプライアンスに大きく寄与するばかりでなく、輸入加工食品を食する一般消費者の安全・安心にも大きく寄与する。

参考文献

1. 日本香料工業会：平成十二年度厚生科学委託研究報告書「食品香料規制に関する国際的比較調査」
2. 日本香料工業会：平成十二年度厚生科学研究報告書「日本における食品香料化合物の使用実態調査」（欧米リストとの比較を含む）
3. 日本香料工業会：平成十三年度厚生科学委託研究報告書「諸外国における香料規格の考え方に関する調査」
4. 日本香料工業会：平成 17 年度厚生労働科学委託研究報告書「我が国を含めて国際的に使用されている食品香料化合物のリスト化及びリスト化合物のデータベース高度化に関わる調査研究」

